平成27年度国民健康保険税の年税額が決まりました 国保コーナー

本年度の国民健康保険の税率(額)が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

○保険税の本算定について

年度当初の4月から6月までの間は 「仮算定期間」でしたが、今回の「本算 定」により、各世帯の年税額が確定しま す。7月以降はその確定額から仮算定期 間分の税額を差し引き、残りの月数(9) ヶ月)で割った額を月々納付して頂くこ とになります。

なお、最高限度額は「医療分」が52万 円、「支援金分」が17万円、「介護分」が 16万円になりました。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率(額)	8.52%	27,100円	21,500円
	前年度比較	(0.42%増)	(1,100円増)	(1,500円増)
後期高齢者支援金分	税率(額)	2.80%	9,000円	7,200円
夜别同即日又 扳亚刀	前年度比較	(同額)	(同額)	(同額)
介護納付金分	税率(額)	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)

- 【所得割】世帯の前年所得に応じた計算 ※2 【均等割】世帯の加入者数に応じた計算
- ※3 【平等割】全世帯に平等に課税

= 67,000円③

○保険税の年額算出例

【算出例1】4人家族で、世帯主の給与年収が400万円 (所得に換算すると266万円)、配偶者、子供2人 とも収入が無い場合

*年齢条件: 世帯主(40歳代), 妻(40歳代), 子供2人(未成年)

• -		
(医療分)	·所得割(266万円-33万円)×8.52%	= 198,500円
	·均等割 27,100円×4人	= 108,400円
	·平等割 1世帯21,500円	= 21,500円
	<u></u>	= 328,400円 ①
(支援金分)	·所得割(266万円-33万円)×2.80%	= 65,200円
	·均等割 9.000円×4人	= 36.000円

·平等割 1世帯7.200円 = 7,200円 計

(*4)計

= 108.400 (2) (介護分)·所得割(266万円-33万円)×1.95% = 45.400円 $= 17.000 \square$ · 均等割 8.500円×2人 ·平等割 1世帯4.600円 = 4.600円

(1)+(2)+(3)

年税額 503,800 円 となります。 (昨年より約3.2%増)

(※4) 介護分は40~64歳 の方が対象

○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯の前年所得が下表に該当する場合、均等割と平等割を軽減します。

今年度から2割軽減と5割軽減の軽減判定を見直したため、対象者が大幅に拡充されました。

	1277-0-101277 1277-0-1012	
軽減割合	前年の世帯の総所得額	
7割軽減	33万円以下	
5割軽減	33万円+26万円× <u>〔被保険者数〕</u> 以下	
2割軽減	33万円+47万円×〔被保険者数〕以下	

【算出例2】4人家族で、世帯主の給与年収が340万円(所得に換算すると220万円)、配偶者、子供2人 とも収入が無い場合

- *年齢条件:世帯主(40歳代)、妻(40歳代)、子供2人(未成年)
- ・昨年度は軽減制度の該当になりませんでしたが、今年度は「2割軽減」の対象世帯となります。
- 軽減後の年税額は403,600円(昨年度より5.9%の減)となります。
- ②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、2年度に限り前年の給与所得を100 分の30に軽減して税額を算出する制度があります。

③一部負担金の減免制度について

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払 う一部負担金を減免する制度があります。(※ただし、国保税の未納がない方に限ります。)

○上昇する医療費 ~早期発見早期治療で、医療費の抑制に努めましょう~

平成26年度の奥出雲町国民健康保険被保険者1人あたりの医療費が前年度より約4%増加していま す。医療費が上昇し続ければ国保税もそれに応じて引き上げていかなければなりません。ジェネリッ ク医薬品の利用や定期的に健診を受けるなど、被保険者一人ひとりが病気の早期発見早期治療に心掛 け、医療費の抑制に努めましょう。

■お問合せ/·資格関係…健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511

· 税額関係…税 務 課 有線20-4255 電話52-2671

11 広報 奥出雲

介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

仁多福祉会、よこた福祉会が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を満た す方は、利用者負担額の25%(老齢福祉年金受給者は50%)が軽減されますので、適用を受 けたい方は必ず申請してください。

◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護 (デーサービス)	介護サービス費、食費
訪問介護 (ホームヘルプ)	介護サービス費

◆軽減を受けるための要件 市町村民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方

- ① 年間収入が150万円以下であること(世帯員が1人増えるごとに50万円加算)
- ② 預貯金等の額が350万円以下であること(世帯員が1人増えるごとに100万円加算)
- ③ 日常生活に供する資産(居住家屋等)以外に保有資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと
- ◆申請場所 仁多庁舎健康福祉課 又は 横田庁舎税務課
- ◆申請期間 随時受付(ただし、申請した月の初日から適用となります)
- ◆申請に必要なもの ①介護保険被保険者証、②貯金通帳・有価証券(世帯員名義のもの全て)
 - ③年金額(年額)のわかるもの、④印鑑、
 - ⑤加入医療保険の被保険者証

【お問い合わせ先】役場健康福祉課 医療介護保険グループ

有線 31-5123 電話 54-2511

後期高齢者医療 被保険者証が変わります

現在お使いの後期高齢者医療の被保険者証(桃色)の有効期限は、平成27年7月31日までです。

- ○平成27年8月1日からお使いいただく新しい被保険者証は「りんどう(紫)色|で、7月末 までに、簡易書留でお送りします。
- ○平成26年中の所得の状況等により負担割合が変更になる場合があります。 被保険者証に記載されている自己負担割合(「1割」または「3割」)をご確認ください。

【お問い合わせ先】

役場健康福祉課 医療介護保険グループ 有線31-5123 電話54-2511 島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 電話 0852-20-7526